

(趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人岩手県ハンドボール協会定款第56条に規定する、名誉会長、顧問及び参与（以下「名誉役員」という。）に関する事項について定める。

(名誉役員の委嘱)

第2条 名誉役員は、会長が学識経験者又は功労者の中から推薦し、理事会の決議を経て会長が委嘱する。

2 名誉役員は、社員とする。

(推薦要件)

第3条 名誉役員は、次の各号に定めるところによる。

(1) 名誉会長

会長を通算して2任期4年以上務めた者

(2) 顧問

副会長を通算して2任期4年以上務めた者

専務理事を通算して3任期6年以上務めた者

(3) 参与

理事又は監事のいずれかを通算して3任期6年以上務めた者

加盟団体（連盟及び市町村協会）の会長を務めている者

(定員・任期及び定年)

第4条 名誉役員は、次の各号に定めるところによる。

(1) 名誉会長

定員は1名とする。任期は原則として就任後4年とする。ただし、名誉会長が85歳に達した場合には、その後の最初の定時社員総会の終結の時までとする。

(2) 顧問

定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。ただし、顧問が85歳に達した場合には、その後の最初の定時社員総会の終結の時までとする。

(3) 参与

定員は定めない。任期は原則として就任後4年とする。ただし、参与が85歳に達した場合には、その後の最初の定時社員総会の終結の時までとする。加盟団体の会長においては、在任期間を原則とする。

(名誉会員)

第5条 名誉役員が任期満了又は定年となった場合、本人の希望により名誉会員として本協会に籍を残すことができるものとする。

(規程の改廃)

第6条 この名誉役員規程の改廃は、理事会の決議に基づきこれを行う。

附則 本規程は、令和7年（2025年）4月1日より施行する。